

パブリック空間創出・利活用推進事業支援業務委託に係る質問回答書

令和4年6月15日
所沢市街づくり計画部都市計画課

以下のとおり、質問を受けましたので回答いたします。

番号	質問箇所	質問内容	回答
1	実施要領 9.(3)	企画提案書について、原則として紙面はA4版・両面とありますが、図面等を記載するために一部をA3版・片面で使用し、A4版2枚分とすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、ご質問のとおり、A3版1枚をA4版2枚としてカウントします。
2	実施要領 9.(3) ~	提出物について、見積書、事業実績及び業務体制の様式は自由であり、枚数制限はないという理解でよろしいでしょうか。	その通りです。
3	実施要領 9.(4)	提出部数における副本の提出物について、「上記 ~ 」とありますが、「上記 ~ 」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の箇所は誤記です。 「上記 ~ 」については「上記 ~ 」に修正するとともにお詫びいたします。
4	仕様書 第6条 (2)	「チラシ及びポスター作成」について、サイズ、紙質、印刷枚数等、制作上の仕様を教えてください。また、設置場所に指定はあるのでしょうか。	仕様は自由ですが、見やすい又は目立つサイズにしてください。印刷枚数も特に指定はありません。 また、設置場所については、実施場所や内容、期間等を考慮する必要がありますので、業務受託後、調整するものと考えています。
5	仕様書 第6条 (2)	社会実験の実施におけるチラシの作成とありますが、印刷及び配布は委託内容に含まれるという理解でよろしいでしょうか。また、その場合は、想定される印刷数及び配布方法がございましたらご教示ください。	チラシの作成についてはその通りです。 また、印刷数及び配布方法は、実施場所や内容、期間等を考慮する必要がありますので、業務受託後、調整するものと考えています。
6	仕様書 第6条 (2)	「SNS等を活用」について、所沢市様の公式Twitter、Facebook、Instagramの使用は可能でしょうか。	テーマに沿ったSNSを各所属で開設していることから、同じように都市計画課として新規に開設することは可能です。
7	仕様書 第6条 (5)	「取組のPR、情報発信」について、第6条(2)におけるチラシ、ポスター、SNS等による周知との業務内容の違いを教えてください	第6条(2)における「チラシ、ポスター、SNS等による周知」は、社会実験等の実施に関する周知を目的としています。 また、第6条(5)における「取組のPR、情報発信」は、事業全体の周知を目的としています。